

## 分担金規程実施要綱

(平成 14 年 12 月 25 日)  
(西宮市水道局訓令第 18 号)

### 沿 革

平成 20 年 3 月 28 日 西宮市水道局訓令 9 号 [ 1 ]  
平成 26 年 4 月 1 日 西宮市上下水道局訓令 2 号 [ 2 ]  
令和 5 年 7 月 31 日 西宮市上下水道局訓令 2 号 [ 3 ]

水道布設工事分担金規程実施要綱（昭和 55 年 3 月 31 日西宮市水道局訓令第 9 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、分担金規程（平成 14 年西宮市水道局管理規程第 16 号。以下「規程」という。）の実施に関し、規程第 11 条の規定に基づき、西宮市水道事業給水条例（昭和 33 年西宮市条例第 33 号。以下「条例」という。）第 6 条の 2 第 1 項の分担金に関する必要な事項を定める。[ 2 ] [ 3 ]

（用語定義及び準用）

第 2 条 条例第 6 条の 2 中に規定する住宅又は宅地については、次のとおりとし、2 以上の用途に供するための建築物等（以下「併用住宅」という。）に対する準用については、第 3 号のとおりとする。

- (1) 住宅とは、建築基準法に規定する建築物及び特殊建築物（以下「建築物等」という。）のうち、専ら居住の用に供するために建築された建築物等（共同住宅における専ら居住の用に供する部分（以下「住居部分」という。）を含む。以下「専用住宅」という。）をいう。
- (2) 宅地とは、専用住宅を建築するための敷地をいう。
- (3) 併用住宅のうち、たばこ販売店又はクリーニング取次店等の店舗付併用住宅又はこれに類する建築物で、水の使用がないものと上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が認めるものについては、第 1 号に規定する専用住宅とみなして適用する。
- (4) 給水装置の新設工事とは、新たに給水装置番号を付与する給水装置工事をいう。
- (5) 給水装置の改造工事とは、新たに給水装置番号を付与しない給水装置工事であり、既存の給水装置番号を継続して使用する工事をいう。
- (6) 給水装置の撤去工事とは、既設の給水装置を撤去（配水管分岐部分の止水工事及び引込給水管の撤去工事並びに掘削跡の本復旧工事を含む。）する工事をいう。

[ 2 ]

（予定水量の算定）

第 3 条 条例第 6 条の 2 別表第 2 に規定する計画 1 日平均給水量（以下「予定水量」という。）の算定は、西宮市上下水道局刊「給水装置工事設計・施行基準」第 1 章第 3 項に規

定する給水装置の設計又は日本水道協会刊「水道施設設計指針」等の公的な基準もしくは指針等により積算した予定水量が、管理者が適当であると認める範囲内の予定水量であるときは、その予定水量を分担金の算定に係る予定水量とする。〔2〕

(各戸に設置するメーター口径の認定)

第4条 条例第6条の2第3項に規定するメーターについては、各戸に設置されているメーターがある場合は、各戸に設置されているメーター（私設の参考メーターを含む。）の口径により、各戸にメーターが設置されていない場合は、各戸又は各箇所の引込管の口径をメーターの口径とみなして分担金の算定に用いるメーター口径とする。

2 前項の場合において、直結直圧方式以外の方式により給水する方式のうち、高置水槽により給水を行う場合において、最下層の住居部分と同等の給水を確保するため、最上階等の住居部分に対するメーター口径（メーターが設置されていない場合は引込管口径をいう。以下この項、第7条及び第8条において同じ。）を増径した場合は、水理計算上適切な範囲内であると管理者が認める場合は、最下層のメーター口径と同一口径とみなして分担金の算定に用いるメーター口径とする。〔1〕

(直結直圧給水方式等におけるメーター口径増径を承認するときの分担金)

第5条 分担金規程第5条に規定するメーター口径を増径することを認める場合の分担金の額は、当該給水装置の申込に際して提出される単位時間当たり計画最大使用水量を条例別表第2に掲げる予定水量とみなし、条例別表第2メーターの口径の欄に掲げる当該設置メーターの口径の区分に応ずる直結直圧方式の欄の換算戸数を、条例第6条の2第2項に規定する戸数として、同項の例により算出した額とする。

2 直結直圧給水方式の準ずる給水方式である直結増圧給水方式において、メーター口径を増径する申込があり、その申込に係るメーター口径が適切な範囲内であると管理者が認める時に限り承認することができる。

3 前号の承認をする場合の分担金の額は、当該給水装置の申込に際して提出される単位時間当たり計画最大使用水量を条例別表第2に掲げる予定水量とみなし、条例別表第2メーターの口径の欄に掲げる予定水量の区分に応ずる直結直圧方式以外の方式の欄の換算戸数を、条例第6条の2第2項に規定する戸数として、同項の例により算出した額とする。

(分担金に係る戸数の精算)

第6条 給水装置を新設し、又は改造の申込みをする場合において、新設又は改造に伴う分担金算定の戸数から既設給水装置に係る分担金算定の戸数を減した場合に生じる残余戸数については、新設又は改造の申込みにおいて、新たな給水装置番号を付与し、その申込みを承認した際に戸数を精算し、残余戸数に関する権原は消滅するものとして、承認以後にその残余戸数に係る権原を継続保有しないものとする。

(分担金の減額)

第7条 規程第7条の規定により減額する分担金の額は、条例第6条の2の規定に基づき

算定する既設給水装置に係る分担金に相当する額とする。〔1〕〔3〕

(既設給水装置の戸数算定)

第8条 前条における既設給水装置に係る分担金の戸数の算定は、次のとおりとする。

- (1) 既設給水装置に係る既納の分担金の戸数を戸数とする。
- (2) 前号により難い場合は、現に存在した戸数を戸数とする。
- (3) 前2号における戸数の算定が不能な場合で、当該既設給水装置が昭和62年3月31日以前に設置されたものであるときは、条例別表第2に掲げるメーター口径の欄の区分に応ずる直結直圧方式の欄の換算戸数を戸数とする。

〔3〕

(一のメーターを2世帯以上で使用する場合の分担金の特例)

第9条 規程第4条に規定する管理者が特に理由があると認める場合は、次のとおりとする。

- (1) 同一宅地内で、新たに独立した専用住宅を建築した場合において、メーター以降の改造となり、親子の専用住宅の増築等において管理者が特別の理由があると認める場合は、分担金を徴収しないものとする。
- (2) 前号の場合において、給水装置のメーター口径を増径する場合は、この限りでない。

(宅地以外の小規模給水の承認)

第10条 宅地以外の造成等に係る区画等において小規模給水の給水装置を新設し、改造する申込みの場合は、宅地以外の造成に係る区画(用途目的の用に供する区画をいう。以下同じ。)について、その1区画が、管理者において1戸規模相当(メーター口径13ミリメートル)と認められるものは、その給水区画計画数を条例第6条の2第2項に規定する戸数とみなす。ただし、実施日現在において給水申込み区画が既造成であり、かつ分譲済みである場合は、給水方式に関わらず局が認める新たな区画数を戸数とみなす。

(ワンルーム形式住宅に係る分担金の特例)

第11条 専用住宅等において、1戸当たりの専有床面積が40平方メートル以下のワンルーム形式住宅における分担金は、次によるものとする。

- 2 この場合において、条例第6条の2第2項に規定する戸数は、開発事業等におけるまちづくりに関する条例施行規則(平成11年西宮市規則第115号)第2条に規定する計画戸数の算定方法に準拠し、1住居部分当たり2分の1戸とする。
- 3 前項の戸数に、当該申込みに係る住居部分の数を乗じて得た戸数と住居部分以外における予定水量に係る換算戸数を加算した合計戸数を、条例第6条の2第2項に規定する戸数とみなし、同項の例により算出した額を分担金として徴収する。

(工事着工)

第12条 規程第11条第1項各号に規定する着工とは、配水管から給水装置を分岐する工事をいう。

(その他)

第 13 条 この要綱の実施に関し、要綱に定めのないもの又は新たに疑義が生じた場合は、その都度管理者が定める。

付 則

- 1 この訓令は、平成 14 年 12 月 25 日から実施する。
- 2 この訓令は、平成 14 年 12 月 25 日以後の申込分について適用し、同日前の申込分については、なお従前の例による。
- 3 この訓令の施行の際、現に西宮市水道事業給水条例第 5 条の規定に基づく給水装置工事について、管理者が申込の受付又は窓口指導による分担金の額の回答（以下「仮申込等」という。）をしたものについては、申込者の申出により、この訓令の施行の日から 3 月間に限り、廃止前の水道布設工事分担金規程実施要綱の規程を適用することができる。ただし、申込みの内容が当該申込みに係る仮申込等の内容に照らし、著しく相違していると管理者が認めたときは、この限りでない。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日西宮市水道局訓令第 9 号 [ 1 ]）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（平成 26 年 4 月 1 日西宮市上下水道局訓令第 2 号 [ 2 ] 西宮市水道事業経営審議会運営要綱等の一部を改正する訓令 11 条による改正付則）

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

付 則（令和 5 年 7 月 31 日 西宮市上下水道局訓令 2 号 [ 3 ]）

- 1 この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から実施する。
- 2 改正後の第 7 条及び第 8 条の規定は、この訓令の実施の日（以下「実施日」という。）以後の申込みに係る分担金について適用し、実施日前の申込に係る分担金については、なお従前の例による。